

令和5年度第4回筑前町地域公共交通会議次第

開催日：令和5年11月28日（火）

時 間：14：00～

場 所：筑前町役場 301.302 会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

(1) オンデマンドバス体験乗車期間実績報告

(2) 運賃協議について

4. 協議事項

(1) 筑前町オンデマンドバス運行計画について

(2) 筑前町地域公共交通計画策定調査について

5. その他

6. 閉会

筑前町地域公共交通会議委員名簿

任期：令和5年4月14日～令和7年4月13日

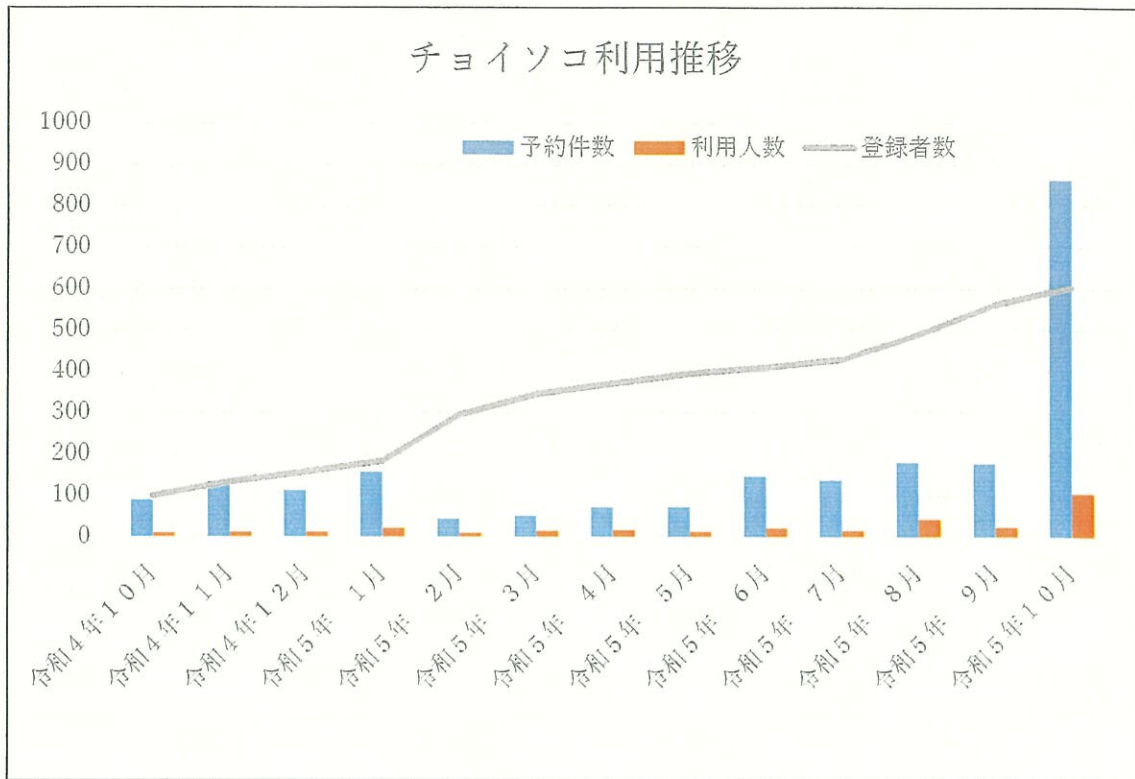
会長：稲永 健太郎 副会長：柏原 徳行

【敬称略】

	区 分	所 属	役 職	氏 名	代理出席
1	筑前町長又はその指名する者	筑前町	町 長	田頭 喜久己	
2	一般乗合旅客自動車運送事業者	西鉄バス二日市株式会社	代表取締役	田中 昭彦	
3	一般乗合旅客自動車運送事業者	西日本鉄道株式会社 自動車事業本部営業部営業第二担当	課 長	中島 将吉	
4	一般乗合旅客自動車運送事業者	株式会社甘木観光バス	代表取締役	池野 栄次	
5	一般乗用旅客自動車運送事業者	矢野タクシー株式会社	代表取締役	矢野 正洋	
	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の構成員	福岡県筑後地区タクシー協会	構成員		
6	一般乗用旅客自動車運送事業者	有限会社宮原タクシー	取締役	石井 厚子	
	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の構成員	福岡県筑後地区タクシー協会	構成員		
7	鉄道事業者	甘木鉄道株式会社	総務営業部長	上野 孝徳	
8	町民又は利用者の代表	区長会	会 長	柏原 徳行	
9	町民又は利用者の代表	筑前町シニアクラブ連合会	副女性部長	手嶋 光子	
10	町民又は利用者の代表	筑前町民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員	後藤 玉枝	
11	町民又は利用者の代表	PTA代表	三並小学校 PTA会長	平田 孫寛	
12	学識経験者	九州産業大学	教 授	稲永 健太郎	
13	一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表	甘木観光労働組合	役 員	古賀 文紀	
14	関係行政機関	九州運輸局福岡運輸支局	支局長	傳 勝博	首席運輸企画専門官（輸送担当） 辻 美貴善
15	関係行政機関	福岡県企画・地域振興部交通政策課	交通総務係長	田辺 好徳	
16	関係行政機関	福岡県朝倉警察署	交通課長	安部 洋平	
17	関係行政機関	福岡県朝倉県土整備事務所	地域整備主幹	古賀 宣浩	
18	関係行政機関	筑前町役場建設課	土木建設係長	蒲池 晴久	
19	その他町長が必要と認める者	筑前町社会福祉協議会	事務局長	池田 祐子	
20	その他町長が必要と認める者	筑前町商工会	副会長	前田 一夫	

区 分	所 属	役 職	氏 名
オブザーバー	筑前町	副町長	中野 高文
	株式会社 アイシン	主 幹	成岡 徹
	日本工営株式会社	交通都市部交通システムグループ 課長	津田 圭介
	日本工営株式会社	交通都市部交通システムグループ	荒尾 俊介
	筑前町教育委員会 教育課	学校施設・文化財係長	井浦 直洋
	筑前町福祉課	生活福祉係長	石橋さやか

事務局	企画課	課 長	亀田 美香
	企画課企画調整係	課長補佐兼係長	畠中 康江
	企画課企画調整係	主任主事	井上堅太郎



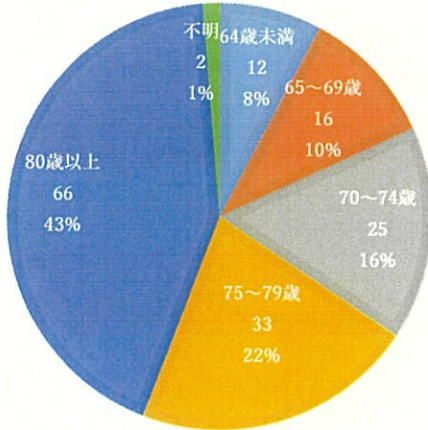
	令和4年			令和5年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
予約件数	90	133	113	157	44	52	72	73	147	138	180	178	863
利用人数	11	12	13	22	11	15	18	14	22	16	43	25	106
登録者数	100	134	158	184	296	346	372	396	411	430	490	562	605
乗合率	1.57	1.36	1.17	1.26	1.32	1.43	1.43	1.24	1.11	1.14	1.35	1.15	1.51
対 象	65歳以上 三輪エリア			65歳以上 夜須エリア①					65歳以上 夜須エリア②				全域

■利用者アンケート（登録者全員へアンケート調査表を郵送）

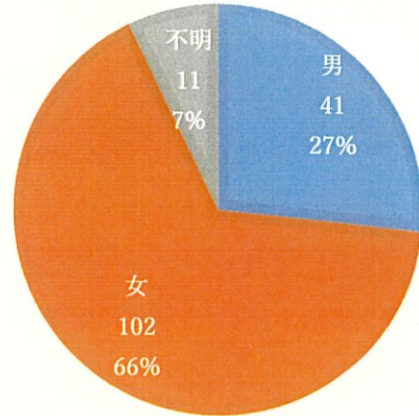
三輪エリア 調査期間： 令和5年 2月 回答者数：66
 夜須エリア①② 調査期間： 令和5年10月 回答者数：88

■ アンケート回答者属性

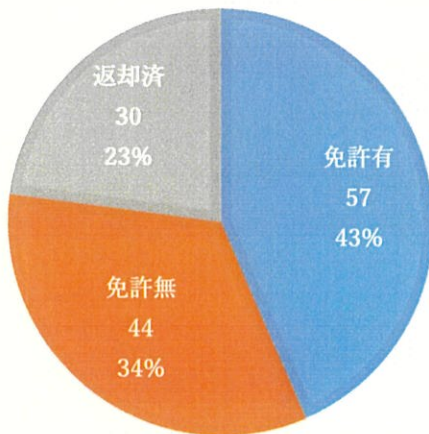
年代



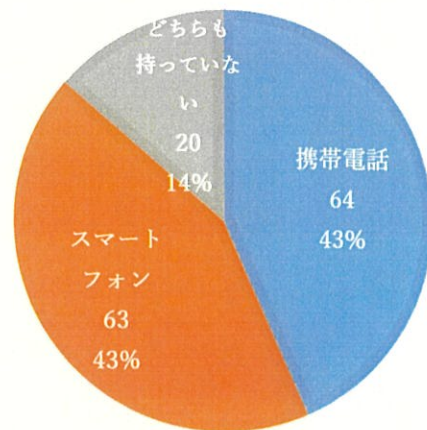
性別



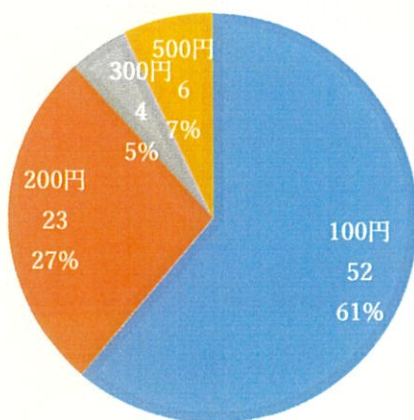
運転免許の所有



携帯電話等の所有



チョコ料金



国 総 地 第 9 0 号
令 和 5 年 10 月 1 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

公 共 交 通 政 策 審 議 官

地 域 公 共 交 通 の 活 性 化 及 び 再 生 に 関 す る 法 律 の 一 部 改 正 に 伴 う
協 議 会 制 度 の 運 用 等 に つ い て

地 域 公 共 交 通 の 活 性 化 及 び 再 生 に 関 す る 法 律 (平 成 1 9 年 法 律 第 5 9 号。以 下 「法」とい う。) に 基 づ く 協 議 会 制 度 の 運 用 等 に つ い て、今 般、地 域 公 共 交 通 の 活 性 化 及 び 再 生 に 関 す る 法 律 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (令 和 5 年 法 律 第 1 8 号) が 施 行 さ れ る こ と に 伴 い、下 記 の と お り 改 め て 整 理 し た の で、法 及 び 法 に 基 づ く 地 域 公 共 交 通 の 活 性 化 及 び 再 生 の 促 進 に 関 す る 基 本 方 針 (令 和 5 年 総 務 省 告 示 ・ 国 土 交 通 省 告 示 第 2 号) の 関 係 部 分 と 併 せ て、関 係 地 方 公 共 団 体 そ の 他 の 関 係 者 に 周 知 す る と と も に、既 存 の 協 議 会 も 含 め、協 議 会 の 仕 組 み の 適 切 な 運 用 を 図 り、地 域 に お い て 過 度 な 負 担 や 混 乱 が な い よ う、遺 漏 な き を 期 さ れ たい。

ま た、「地 域 公 共 交 通 の 活 性 化 及 び 再 生 に 関 す る 法 律 の 一 部 改 正 に 伴 う 協 議 会 制 度 の 運 用 等 に つ い て」(平 成 2 6 年 1 1 月 2 0 日 付 国 総 計 第 7 3 号) は 廃 止 す る。

記

1. 地 方 運 輸 局 等 の 体 制 に つ い て

地 域 公 共 交 通 の 活 性 化 及 び 再 生 に 当 た っ て は、地 方 運 輸 局 長 通 達 等 に よ り、運 輸 局 長 等 を 本 部 長、運 輸 局 次 長 等 を 副 本 部 長 と し て、交 通 政 策 部、観 光 部、鉄 道 部、自 動 車 交 通 部、海 事 振 興 部 等 各 部 を 横 断 す る 体 制 等 を 整 備 し、輸 送 形 態 に と ら わ れ な い 横 断 的 な 取 組 を 行 う こ と が 望 ま し い。

な お、具 体 的 な 体 制、詳 細 等 に つ い て は、各 地 方 運 輸 局 等 が よ り 適 切 か つ 効 率 的 な 業 務 体 制 を 確 保 す る 観 点 か ら、そ れ ぞ れ の 実 情 等 に 応 じ て 定 め る こ と と す る。

2. 協 議 会 に つ い て

(1) 法 に お け る 協 議 会 に つ い て

① 協 議 会 の 役 割 に つ い て

法 定 協 議 会 (法 第 6 条 で 定 め る 協 議 会 を い う。以 下 同 じ。) は、バ ス、タ ク シ ー、鉄

軌道、旅客船といった個別の輸送形態ごとの輸送サービスの活性化等の観点にとどまらず、シームレスな輸送サービスを実現するための複数の輸送形態間の連携・横断的な観点から、関係者が集まり、地域公共交通計画の内容やその実施に関し必要な協議を行うための仕組みである。

法定協議会は、地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適かつ持続可能なあり方について総合的に検討、合意形成を行い、合意がなされた取組を実施するため、各主体間の意見調整を図り、地域の関係者が一体となって地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する上での中心的な役割を担うものである。このため、法において参加者への応諾義務、協議結果の尊重義務が課されている。

② 法定協議会と再構築協議会の関係について

再構築協議会（法第29条の3第1項で定める協議会をいう。以下同じ。）は、地方公共団体又は鉄道事業者から要請があったとき、国土交通大臣が必要と認める場合に組織される協議会である。

法定協議会は、地方公共団体が組織し、地方公共団体の区域内におけるあらゆる交通モードについて議論されることとなる一方、再構築協議会は、国土交通大臣が組織し、二以上の都道府県の区域における「鉄道」という特定モードについて議論されることが想定される。

地域の公共交通の確保については、地方公共団体が主体となって、公共交通事業者等と連携しつつ実施していくべきものであるため、まずは法定協議会において話し合われるのが基本である。また、全ての地域において再構築協議会の組織を要請できるわけではない点に留意する必要がある。

再構築協議会は、広域にわたる幅広い関係者の間で連携・協働し、交通手段の再構築を進めるための中心的な役割を担う場としての活用を想定しているため、法定協議会同様、法において参加者への応諾義務、協議結果の尊重義務が課されている。

③ 法定協議会と新モビリティサービス協議会の関係について

新モビリティサービス協議会（法第36条の4で定める協議会をいう。以下同じ。）は、現在各地で進んでいるMaaS（Mobility as a Service）の取組等について円滑な普及を促進するための事業である、新モビリティサービス事業の実施に関し、必要な協議を行うための協議会である。

MaaSの取組は、一市町村区域内にとどまらないものが多く、データの連携の観点や、観光の観点等から、公共交通以外の様々な分野の関係者を交えた議論が必要であることも踏まえ、法律上、法定協議会とは別に設けられている一方で、両協議会は、その実態に応じて、相互に機能を付加し、一体の協議会とすることや、両協議会を合同で開催すること等も可能である。

例えば、既存の法定協議会の対象地域の範囲と新モビリティサービス協議会を組織して進めようとしているMaaSの取組の対象地域の範囲に重なりがあり、両協議会の構成員や協議内容が重複する場合には、地域の選択により、必要な関係者を構成員とし

て法定協議会に加えた上で、同協議会を新モビリティサービス協議会としても位置付けることや、両協議会をそれぞれ別に設置した上で、会議の議題に応じて、両協議会を必要な場合に合同で開催することも可能である。

新モビリティサービス協議会は、地域における MaaS の取組について、地方公共団体や交通事業者を含む幅広い関係者の間で連携・協働を進めるための中心的な役割を担う場としての活用を想定しているため、法定協議会同様、法において参加者への応諾義務、協議結果の尊重義務が課されている。

(2) 法定協議会と他法令等における協議会との関係について

① 基本的考え方

現在、バス、旅客船といった輸送形態別に、それぞれ地域公共交通会議及び地域協議会並びに離島航路行政連絡会議などの仕組みがあり、地域においても、それぞれの輸送形態ごとに協議会が設立されているケースも多いが、地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの提供の確保や地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せの観点からも、法定協議会の仕組みを活用して、地域におけるニーズに即して、輸送形態にとらわれない連携・横断的な観点からの検討が促進されることが期待される。

他方、法定協議会を設置する場合、既に輸送形態ごとの協議会や都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく協議会等が設立されているときは、できる限り、既存の協議会の組織・体制も活用するなど、地域において過度な負担や混乱がないようにすべきである。

② 道路運送法体系における地域公共交通会議及び地域協議会との関係について

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条に基づく地域公共交通会議については、一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送を対象にしているものであるが、参加者への応諾義務、協議結果の尊重義務、予算の重点配分等の法の仕組みを利用することで、同会議における検討・取組が一層促進されると期待される場合等には、地域の選択により、同会議を法定協議会として位置付け、法定協議会としての機能を付加することが有効と考えられる。

また、道路運送法施行規則第15条の4に基づく地域協議会については、生活交通の確保を目的として都道府県毎に設置されているものであるが、市町村のみならず都道府県も地域公共交通計画の作成主体として位置付けられており、特に交通圏が広域にわたる場合には、地域公共交通計画作成への主体的な参画が求められていること等も踏まえ、法に基づく地域旅客運送サービスの提供の確保に当たり、地域の選択により、同会議若しくは同会議の分科会を法定協議会として位置付け、又は同会議の分科会を法定協議会の分科会として位置付けることで、法定協議会としての機能を付加することも有効と考えられる。

これらの場合、道路運送法体系における地域公共交通会議又は地域協議会としての位置付け・運営が妨げられるものではない。

以上の考え方は、既に地域公共交通会議又は地域協議会が設置されている場合も、新たに設置される場合も同じである。

③ 海上運送に関する既存の協議会との関係について

海上運送に関しては、乗継改善や旅客船ターミナルの改良といった一市町村内のみを対象とする場合については市町村単位で行われる場合がある一方、複数の都道府県や市町村にまたがることも多く、航路に関係する全ての市町村が一堂に会して協議する必要がある場合も多いとの特殊性に留意する必要がある。

離島航路行政連絡会議については、国の離島航路補助の対象となる航路の経営改善等、離島航路の維持・改善について関係者の一層の意思の疎通を図るためのものであるが、海上運送に関する検討・取組が一層促進されると期待される場合等においては、地域の選択により、同会議を法定協議会として位置付けるなど、既存の協議会の組織・体制を活用することも有効と考えられる。

④ 協議運賃について定める場合の協議会との関係について

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条第4項又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項若しくは第9条の3第3項の規定により、協議運賃（関係者間での合意の下、柔軟に設定された運賃をいう。以下同じ。）を設定し、又は変更する場合には、それぞれの規定に掲げられた者を構成員とする協議会において、協議を行わなくてはならない。

当該運賃について、複数の関係する事業者や関係する事業者団体が含まれる協議会等で協議することは、公正な競争を阻害し、独占禁止法に抵触するおそれが生じるため、原則として、既存の協議会の組織・体制を活用することはできず、協議運賃について協議を行うための協議会を設置する必要がある。

(3) 法定協議会及び新モビリティサービス協議会の名称について

法定協議会及び新モビリティサービス協議会の名称については、協議会の構成員や対象が多様であり、対象エリアの自治体や検討対象を付した名称を用いることが一般的と考えられる（例：〇〇市地域公共交通活性化協議会、〇〇地域 MaaS 促進協議会）。ただし、法定協議会については、既に設置された道路運送法体系における「地域公共交通会議」又は「地域協議会」に法定協議会の機能を付加する場合には、地域の選択により、地域が混乱しないように、協議会の継続性を示す観点から、「地域公共交通会議」又は「地域協議会」の名称を引き続き使うことも妨げない。

検討項目		事務局提案	協議を行った会議
1	運営主体	筑前町	R5.6.20 第2回会議
2	運行の区域	筑前町全域	R5.6.20 第2回会議
3	運行態様	①区域運行（道路運送法施行規則第3条の3） ②路線不定期運行（道路運送法施行規則第3条の3）	R5.6.20 第2回会議 R5.11.28 第4回会議
4	運行形態	①予約のある乗降所間を効率的に運行 ②利用者がある場合のみ定められたルートを実行	第2回会議 R5.11.28 第4回会議
5	運行日・時間帯	①区域運行 月～土（運休日：日、年末年始（12/28～1/4）） 9:00～17:00 ②路線不定期運行 7:30～8:30 ※学校開校日のみ	R5.6.20 第2回会議 R5.11.28 第4回会議
6	運行事業者	道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得済または取得できる見込のある者 ※有限会社 宮原タクシー	R5.9.25 第3回会議
7	乗降所	別紙	R5.9.25 第3回会議
8	車両サイズ・台数	・キャブオーバ（14人乗） 2台 （めくばり号・そったく号） ・ステーションワゴン（10人乗） 1台 （うぐいす号）	R5.9.25 第3回会議
9	乗車受付方法	電話またはインターネットで受付。 電話予約 8:30～17:00 インターネット予約 : 24時間 予約可能期間：乗車希望日の1週間前～30分前	

路線不定期運行

【栗田～総合支所】

		1
①谷集会所	-	7:30
②森山公民館前	1.7km	7:37
③筑前町役場総合支所	3.1km	7:44



No. 乗降場

- ① 15_谷集会所
- ② 6_森山公民館前
- ③ 9_筑前町役場総合支所

【長者町～三並小学校】

		1	2	3
①長者町公民館前	-	7:30	7:46	8:02
②三並小学校	3.2km	7:39	7:55	8:09



No. 乗降場

- ① 183_長者町公民館前
- ② 193_三並小学校

【砥上～中牟田小学校】

		1	2	3
①砥上公民館前	—	7:30	7:46	8:02
②中牟田小学校前	2.2km	7:39	7:55	8:09

No. 乗降場

- ① 105_砥上公民館前
- ② 196_中牟田小学校前

